主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、結局事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由 に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。 よつて同四―四条三八六条―項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	产	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官